

平成 22 年

大和市議会第 1 回定例会議案書

目 次

ページ

議案第 1 号	大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第 2 号	大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	5
議案第 3 号	大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第 4 号	大和市グリーンニューディール基金条例について	11
議案第 5 号	大和市手数料条例の一部を改正する条例について	13
議案第 6 号	大和市 IC カードの利用に関する条例を廃止する条例について	15
議案第 7 号	大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	19
議案第 8 号	大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について	21
議案第 9 号	住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について	23
議案第 10 号	町の区域の設定及び変更並びに字の区域の廃止について	25
議案第 11 号	訴えの提起について	28
議案第 12 号	訴えの提起について	29
議案第 13 号	工事請負契約の締結について	30
議案第 14 号	工事請負契約の締結について	31
議案第 15 号	工事請負契約の締結について	32
議案第 16 号	工事請負契約の締結について	33
議案第 17 号	工事請負契約の締結について	34
議案第 18 号	工事請負契約の締結について	35
議案第 19 号	平成 21 年度大和市一般会計補正予算（第 8 号） （以下、議案第 32 号まで別冊のとおり。）	

- 議案第 20 号 平成 21 年度大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 21 号 平成 21 年度大和市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 22 号 平成 21 年度大和市渋谷土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 23 号 平成 21 年度大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 24 号 平成 21 年度大和市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 25 号 平成 22 年度大和市一般会計予算
- 議案第 26 号 平成 22 年度大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 22 年度大和市下水道事業特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 22 年度大和市渋谷土地地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 22 年度大和市老人保健医療事業特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 22 年度大和市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 22 年度大和市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 22 年度大和市病院事業会計予算

議案第 1 号

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 3 月 1 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会等
6 機関を設置したい必要による。

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	14以内
大和市介護保険サービス審議会	介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく地域密着型サービス事業その他介護保険サービスに関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	9以内
大和市地域包括支援センター・運営協議会	介護保険法の規定に基づく地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	10以内
大和市高齢者・保健サービス審議会	高齢者の福祉の措置に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	11以内
大和市障がい者福祉計画審議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づく障害者のための施策に係る基本的な計画並びに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	11以内
大和市次世代育成支援対策地域協議会	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の規定に基づく市町村行動計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	15以内

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（大和市文化芸術振興条例の一部改正）

- 2 大和市文化芸術振興条例（平成21年大和市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中第57号を第64号とし、第43号から第56号までを7号ずつ繰り下げ、第42号を第48号とし、同号の次に次の1号を加える。

(49) 文化芸術振興審議会の委員

第1条中第41号を第47号とし、第30号から第40号までを6号ずつ繰り下げ、第29号の次に次の6号を加える。

(30) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会の委員

(31) 介護保険サービス審議会の委員

(32) 地域包括支援センター運営協議会の委員

(33) 高齢者・保健サービス審議会の委員

(34) 障がい者福祉計画審議会の委員

(35) 次世代育成支援対策地域協議会の委員

第2条第1項中「第56号」を「第63号」に改め、同条第2項中「前条第57号」を「前条第64号」に改める。

別表中第56号を第63号とし、第43号から第55号までを7号ずつ繰り下げ、第42号を第48号とし、同号の次に次の1号を加える。

49	文化芸術振興審議会の委員	日額	8,900
----	--------------	----	-------

別表中第41号を第47号とし、第30号から第40号までを6号ずつ繰り下げ、第29号の次に次の6号を加える。

30	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会の委員	日額	8,900
31	介護保険サービス審議会の委員	日額	8,900
32	地域包括支援センター運営協議会の委員	日額	8,900
33	高齢者・保健サービス審議会の委員	医師	日額 23,000
		上記以外の委員	日額 8,900
34	障がい者福祉計画審議会の委員	日額	8,900
35	次世代育成支援対策地域協議会の委員	日額	8,900

議案第 2 号

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 3 月 1 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
(平成 2 1 年法律第 8 6 号) が公布されたことに伴い、本市職員の時間外勤務手当の支
給割合の改正、時間外勤務代休時間の設定等を行いたい必要による。

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大和市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年大和町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

第7条第1項中「第6条第3項」を「前条第3項」に改める。

第7条の2、第7条の3、第8条第5項及び第9条第2項中「勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

第10条中「勤務しないときは、」の次に「勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他」を加え、「、特に」を「特に」に改め、「(勤務時間、休暇等に関する条例第15条に規定する介護休暇の承認及び勤務時間、休暇等に関する条例第16条に規定する組合休暇の許可を受けた場合を除く。)」を削り、「除くほか」を「除き」に改める。

第17条第2項中「勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に、「この項」を「この条」に改め、同条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(第2項の規則で定める時間を除く。)の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定によ

る勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）第2項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、その勤務を第1項ただし書の規則で定める期間内にした場合については、同項ただし書の規定を準用する。

5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から同項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第2項の規定による勤務にあつては100分の50から同項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「）から同項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「）から100分の100」とする。

第18条第1項中「勤務時間、休暇等に関する条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間、休暇等に関する条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日をいう。）」を「祝日法による休日等」に、「勤務時間、休暇等に関する条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間、休暇等に関する条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日をいう。）」を「年末年始の休日等」に改める。

（大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大和市条例第

2号)の一部を次のように改正する。

第8条の3の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第8条の4 任命権者は、大和市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年大和町条例第1号)第17条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。ただし、第10条第1項に規定する休日及び代休日に指定することはできない。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「この項」を「この条」に、「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)」を「勤務日等」に、「休日を除く。」を「第8条の4第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議案第 3 号

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 3 月 1 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、妊産婦診療従事手当の廃止及び分べん手当の改正を行いたい必要による。

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号を削る。

第10条第1項中「(複数の医師が従事した場合にあっては、主として従事した医師)」を削り、同条第2項中「分べん介助業務1件につき25,000円」を「次に掲げる額」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 主として従事した場合 1件につき 30,000円

(2) 補助として従事した場合 1件につき 15,000円

第15条第1項中「(第17条第2項第2号及び第3号に規定する特殊勤務手当が支給される場合を除く。)」を削る。

第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に開始した勤務及び従事した分べん介助業務について適用する。

3 新条例の施行の際現に施行日前から引き続き病院に勤務する医師が、平成22年4月1日から同年9月30日までの間に開始した勤務において従事した産婦人科業務のうち妊娠期から産褥^{じょく}期までの妊産婦診療に係る業務については、手当として次に掲げる額を支給する。

(1) 正規の勤務時間において従事したとき 1日につき 14,000円

(2) 8時間を超え16時間以内の宿日直勤務において従事したとき 宿日直勤務1回につき 60,000円

(3) 16時間を超え24時間以内の宿日直勤務において従事したとき 宿日直勤務1回につき 90,000円

4 前項第2号及び第3号の規定による手当の支給を受けた者には、当該宿日直勤務について、新条例第15条に規定する手当を支給しない。

議案第4号

大和市グリーンニューディール基金条例について

大和市グリーンニューディール基金条例を次のように定める。

平成22年3月1日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、グリーンニューディール基金を設置したい必要による。

大和市グリーンニューディール基金条例

(設置及び目的)

第1条 本市は、温室効果ガスの排出を抑制するための事業を推進し、もって地球温暖化対策の促進を図ることを目的として、大和市グリーンニューディール基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、大和市一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に計上する額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる利益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成24年6月30日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

議案第 5 号

大和市手数料条例の一部を改正する条例について

大和市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 3 月 1 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 2 1 年法律第 2 3 号）が公布されたことに伴い、汚染土壤処理業の更新許可及び変更許可に係る申請手数料の設定を行いたい必要による。

大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表、土壤汚染対策法関係の表に次のように加える。

2	土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の更新許可申請手数料	1施設につき	230,000円
3	土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更許可申請手数料	1施設につき	220,000円

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議案第 6 号

大和市 I C カードの利用に関する条例を廃止する条例について

大和市 I C カードの利用に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 3 月 1 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、大和市民カードを廃止したい必要による。

大和市ＩＣカードの利用に関する条例を廃止する条例

大和市ＩＣカードの利用に関する条例(平成１３年大和市条例第２０号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成２３年２月１日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前にこの条例による廃止前の大和市ＩＣカードの利用に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により交付を受けているＩＣカードの利用については、旧条例(第２条第３号、第４条本文、第６条第１項から第３項まで、第１１条及び第１２条を除く。)の規定及び附則第４項の規定による改正前の大和市印鑑条例(昭和５１年大和市条例第２３号)第１８条第１項から第３項までの規定は、施行日から当該ＩＣカードの有効期限の日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第５条第１項中「前条本文の規定により」とあり、及び同条第３項中「前条の規定により」とあるのは「利用申請の際に」と読み替えるものとする。

(大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

- 3 大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成１６年大和市条例第２２号)の一部を次のように改正する。

第２条第１項第３号及び第４号を削る。

(大和市印鑑条例の一部改正)

- 4 大和市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第１８条の見出し中「ＩＣカード」を「住民基本台帳カード」に改め、同条第１項中「当該印鑑登録をした者の利用に係る大和市ＩＣカードの利用に関する条例(平成１３年大和市条例第２０号)第２条第１号に規定するＩＣカード(以下「ＩＣカード」という。)又はＩＣカードによるサービスを提供するシステム(以下「サービス提供システム」という。)に、ＩＣカードの利用者」を「その」に改め、「申し出により、」の次に「住民基本台帳カード(住民基本台帳法第３０条の４４第１項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。)に大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成１６年大和市条例第２２号)第２条第１項各号に掲げるサービスのうち」を加え、同条第２項中「ＩＣカード又はサービス提供システム」を「住民基本台帳カード」に、「当該機能」を「当該認証機能」に、「及び」を「、又は」に、「ＩＣカードを」を「住

民基本台帳カードを」に改め、同条第3項中「ICカード又はサービス提供システム」を「住民基本台帳カード」に改め、同条第4項を削る。

議案第7号

大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年3月1日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、診断書等の作成に係る手数料の額の改定等を行いたい必要による。

大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大和市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年大和市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1、2 手数料の表中	1,500円	を	2,500円
	3,000円		5,000円
	1,000円		1,500円
	2,000円		5,000円
	1通目 2,500円 2通目から 1,000円		1通目 3,000円 2通目から 2,000円

に改め、同表、2 手数料の表に次のように加える。

成年後見人制度用書類作成料	1通につき	50,000円
---------------	-------	---------

別表第1、2 手数料の表の備考を次のように改める。

備考

- 1 診断書とは、特別診断書以外のものをいう。
- 2 特別診断書とは、自動車損害賠償責任保険、障害認定、生命保険その他の損害保険会社、生命保険会社等に提出する診断書及び国民年金、厚生年金、障害年金等に使用する診断書をいう。
- 3 証明書とは、特別証明書以外のものをいう。
- 4 特別証明書とは、自動車損害賠償責任保険、生命保険、損害保険等に使用する診療報酬の明細書をいう。
- 5 成年後見人制度用書類とは、民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見人制度（同法に規定する保佐人制度、補助人制度等これに類する制度を含む。）に使用するため、裁判所に提出する診断書及び鑑定書をいう（審判の申立てに使用するものを除く。）。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議案第 8 号

大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 3 月 1 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、大和都市計画下鶴間山谷北地区地区計画の決定に伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年大和市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

下鶴間山谷北地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された下鶴間山谷北地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第2に次のように加える。

下鶴間山谷北地区地区整備計画区域	全地区	(1) 学校、図書館その他これらに類するもの (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場
------------------	-----	--

別表第5に次のように加える。

下鶴間山谷北地区地区整備計画区域	全地区	125平方メートル
------------------	-----	-----------

別表第6に次のように加える。

下鶴間山谷北地区地区整備計画区域	全地区	外壁等の面から道路境界線（地区計画の計画図に表示された部分に限る。ただし、隅切り部分及び道路附属地を除く。）までの距離は、1.0メートル。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6メートル以下であるもの
------------------	-----	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について
住居表示を実施する市街地の区域を別記のとおりとし、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

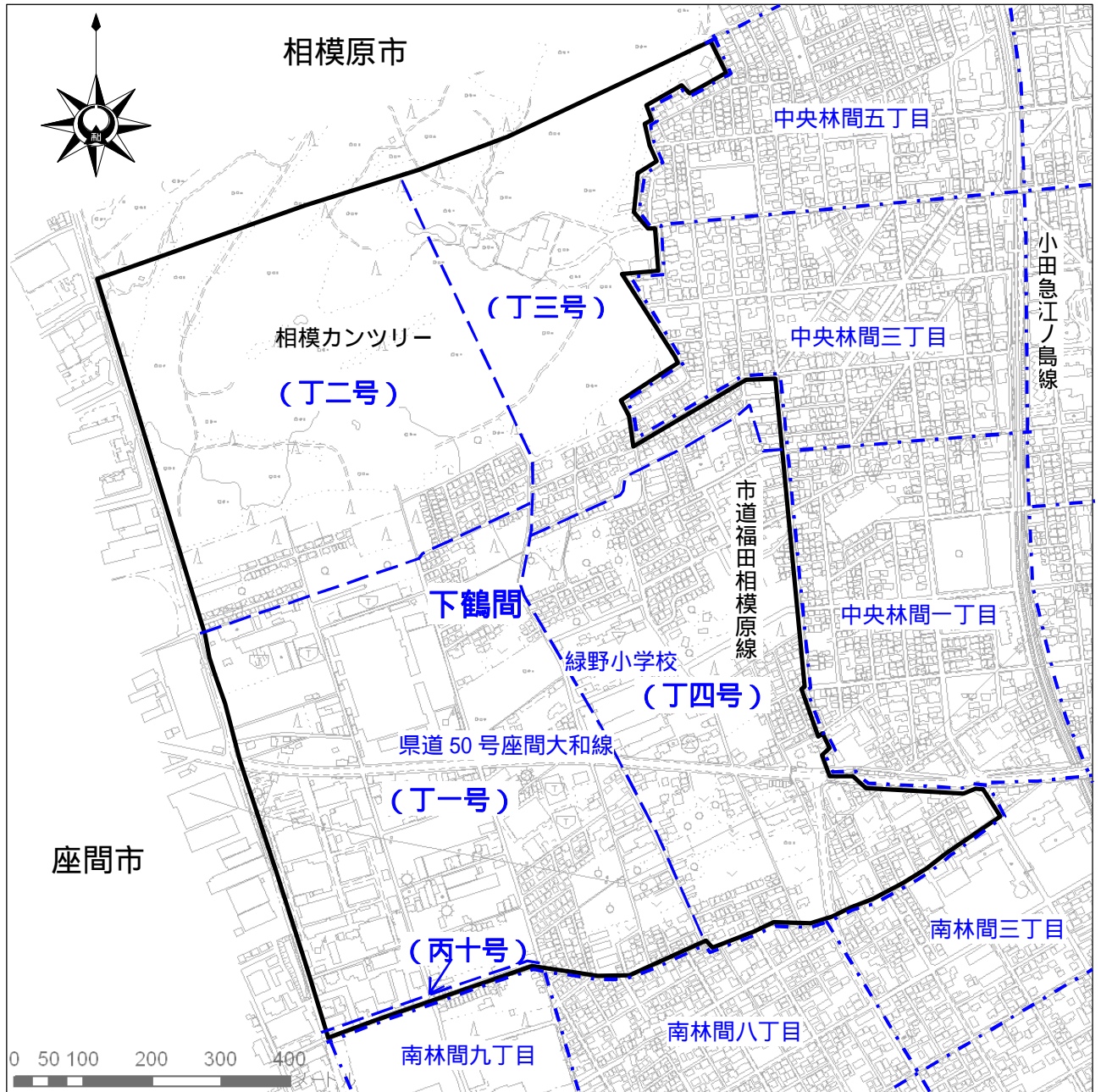
平成22年3月1日提出




大和市長 大 木 哲

提案理由

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施する区域及びその方法を定めたい必要による。

住居表示実施区域図



凡 例	
	住居表示を実施する市街地の区域
	大字界・町界
	小字界

議案第10号

町の区域の設定及び変更並びに字の区域の廃止について

別記調書のとおり町の区域を設定し、及び変更し、並びにこれらに係る字の区域を廃止する。

平成22年3月1日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

住居表示の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、町の区域の設定及び変更並びにこれらに係る字の区域の廃止を行いたい必要による。

区域調書

1 町の区域の設定

設定後の町名	左に包含される区域の字名	区域図
ちゅうおうりんかんにしいうちょうめ 中央林間西一丁目	下鶴間字丁四号の一部	別記のとおり
ちゅうおうりんかんにしにちょうめ 中央林間西二丁目	下鶴間字丁一号の一部 下鶴間字丁四号の一部	
ちゅうおうりんかんにしさんちょうめ 中央林間西三丁目	下鶴間字丙十号 下鶴間字丁一号の一部	
ちゅうおうりんかんにしよんちょうめ 中央林間西四丁目	下鶴間字丁三号の一部 下鶴間字丁四号の一部	
ちゅうおうりんかんにしごちょうめ 中央林間西五丁目	下鶴間字丁一号の一部 下鶴間字丁二号の一部 下鶴間字丁三号の一部 下鶴間字丁四号の一部	
ちゅうおうりんかんにしろくちょうめ 中央林間西六丁目	下鶴間字丁一号の一部 下鶴間字丁二号の一部	
ちゅうおうりんかんにしなちょうめ 中央林間西七丁目	下鶴間字丁二号の一部 下鶴間字丁三号の一部	

2 町の区域の変更

変更後の町名	左に包含される区域の町名	区域図
中央林間西一丁目	南林間三丁目の一部	別記のとおり

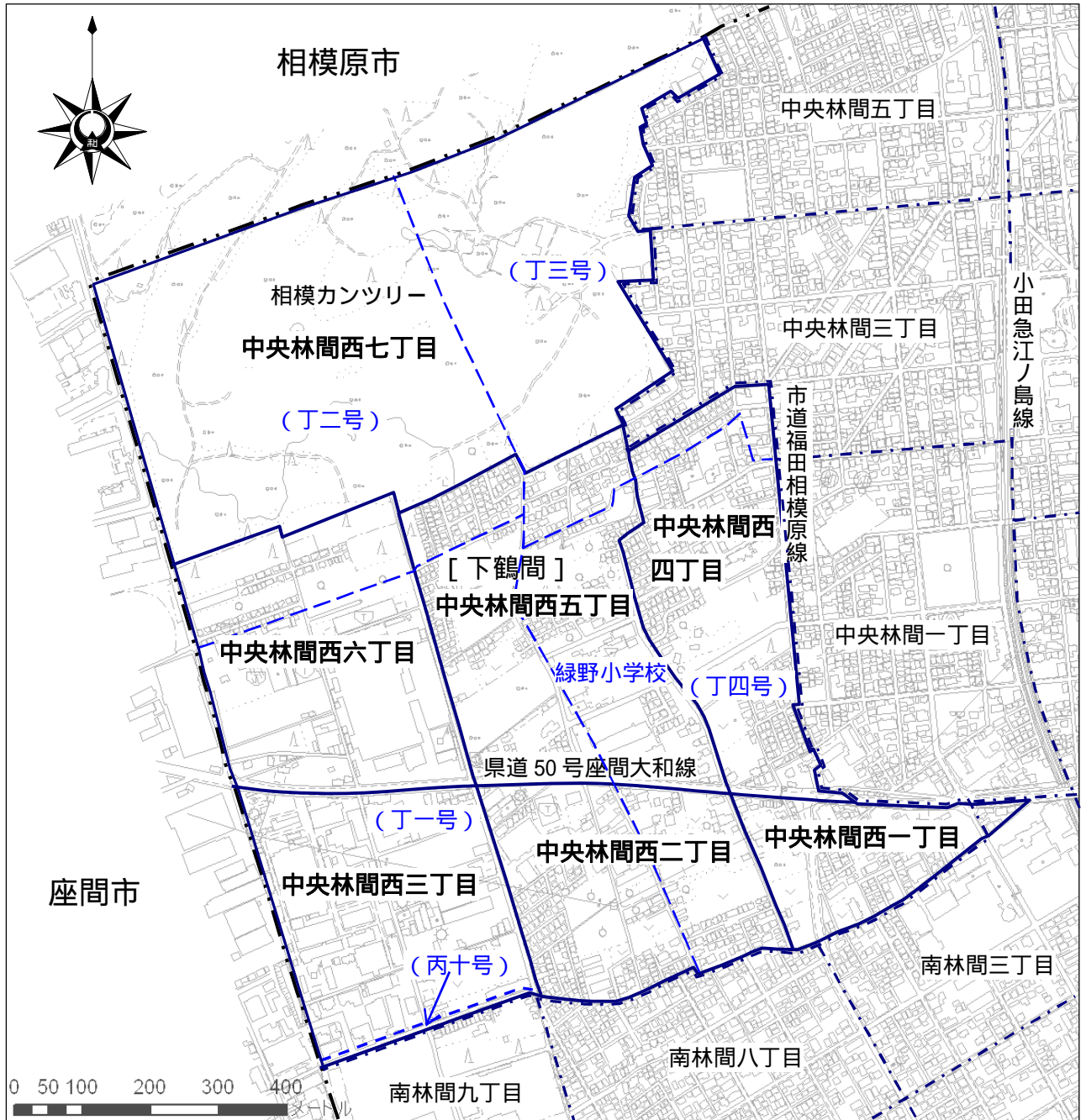
3 字の区域の廃止

設定する町の区域に包含される区域内に存在する字の区域は廃止する。

4 備考

町の境界は、道路のうち、おおむね東西に通ずるものについては原則として南側の側線を、南北に通ずるものについては原則として東側の側線をもって境界とする。

区域図



凡 例	
	新町界
	行政界
	旧大字界・旧町界
	旧小字界
	町の区域の変更部分

議案第 11 号

訴えの提起について

本市は、次のとおり訴えを提起する。

- 1 訴えの相手方 (1) 所在地 * * * * *
名 称 * * * * *
* * * * *
(2) 住 所 * * * * *
氏 名 * * * * *
- 2 請 求 の 趣 旨 大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行区域内
における土壌汚染対策費用について、* * * * *に対しては民法
（明治29年法律第89号）第709条の規定により、* * * * *
*に対しては会社法（平成17年法律第86号）第429条第1項
の規定により損害賠償を求める。

平成22年3月1日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

* * * * *及び* * * * *に対して訴えを提起したい必要による。

議案第 1 2 号

訴えの提起について

本市は、次のとおり訴えを提起する。

- 1 訴えの相手方 住 所 * * * * *
氏 名 * * * * *
- 2 請 求 の 趣 旨 大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行区域内
における土壌汚染対策費用について、民法（明治 2 9 年法律第 8 9
号）第 7 0 9 条の規定により損害賠償を求める。

平成 2 2 年 3 月 1 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

* * * * * に対して訴えを提起したい必要による。

議案第13号

工事請負契約の締結について

市立草柳小学校体育館建替工事について、次のとおり工事請負契約を締結したいので議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 大和市西鶴間三丁目7番24号
宮島建設株式会社
代表取締役 宮 島 国 重
- 3 契約金額 255,150,000円
- 4 工事場所 大和市中心三丁目6番1号
大和市立草柳小学校

平成22年3月1日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

市立草柳小学校体育館建替工事を施工したい必要による。

議案第14号

工事請負契約の締結について

市立深見小学校体育館建替工事について、次のとおり工事請負契約を締結したいので議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 大和市大和南二丁目3番5号
株式会社紅梅組大和営業所
所長 篠原立美
- 3 契約金額 264,495,000円
- 4 工事場所 大和市深見台二丁目9番1号
大和市立深見小学校

平成22年3月1日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

市立深見小学校体育館建替工事を施工したい必要による。

議案第15号

工事請負契約の締結について

市立つきみ野中学校体育館特別教室棟建替工事（建築）について、次のとおり工事請負契約を締結したいので議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 厚木市栄町一丁目2番2号
株式会社小島組
代表取締役 小島正伸
- 3 契約金額 536,266,500円
- 4 工事場所 大和市つきみ野三丁目5番地1
大和市立つきみ野中学校

平成22年3月1日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

市立つきみ野中学校体育館特別教室棟建替工事（建築）を施工したい必要による。

議案第16号

工事請負契約の締結について

市立緑野小学校体育館特別教室棟建替工事（建築）について、次のとおり工事請負契約を締結したいので議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 横浜市中区尾上町五丁目78番地
株式会社フジタ横浜支店
執行役員支店長 篠原孝一
- 3 契約金額 563,535,000円
- 4 工事場所 大和市下鶴間4203番地
大和市立緑野小学校

平成22年3月1日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

市立緑野小学校体育館特別教室棟建替工事（建築）を施工したい必要による。

議案第17号

工事請負契約の締結について

市立大和小学校体育館特別教室棟建替工事（建築）について、次のとおり工事請負契約を締結したいので議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 西野・古木建設特定建設工事共同企業体
代表構成員
相模原市星が丘四丁目1番19号
西野建設株式会社
代表取締役 西野逸郎
構成員
大和市鶴間二丁目16番20号
古木建設株式会社大和営業所
所長 田中護
- 3 契約金額 597,660,000円
- 4 工事場所 大和市深見西八丁目7番1号
大和市立大和小学校

平成22年3月1日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

市立大和小学校体育館特別教室棟建替工事（建築）を施工したい必要による。

議案第18号

工事請負契約の締結について

本庁舎耐震補強工事について、次のとおり工事請負契約を締結したいので議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 横浜市中区太田町四丁目5番地
鹿島建設株式会社横浜支店
執行役員横浜支店長 野村高男
- 3 契約金額 396,900,000円
- 4 工事場所 大和市下鶴間一丁目1番1号
大和市役所

平成22年3月1日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

本庁舎耐震補強工事を施工したい必要による。